

住民自治のしくみ（第4章）の主な意見

審議のポイント（大きな方向性）について

- 自治基本条例を本来の目的である『理念条例』とする。
 - ・現行条例は、条文数が多いうえに、複雑で分かりにくい。
 - ・理念というものは、原則“不変”である（頻繁に見直すものではない）。

▶ **たとえ「基本条例」であっても、一定の権利義務規定を残し、実効性を担保すべきである。**

（1）住民自治協議会の権能や責務の規定

事務局提案		「市（行政）と住民自治協議会との協働、関係」および「住民自治協議会と構成員との関係」として規定
意見	権能	<ul style="list-style-type: none">・地域が責任を持って地域振興を進めて行くため、26条（住民自治協議会の権能）は残すべきであり、組織条例へ移行するとしても必要な条文。・4つの権能（提案、同意、決定、質問）は必要。・自治協の立ち位置が分かりにくい。市との具体的な関係性（包括交付金、情報提供等）を明確にした方がよい。・現行の規定（現行条例）は実効性がない。実効性を強化しないとイケない。・具体性が欲しい。具体的に規定されていることに意味がある。
	責務	<ul style="list-style-type: none">・組織条例に移行するにしても、H24改正案の26条の2（住民自治協議会の役割と責務）はそのまま条文化すべき。・構成員への情報公開や資料提供によって合意形成が図られるということであれば、26条の2は規定すべき。・権能の行使にあたって組織内で十分協議することは当然であり、そうして行使された自治協の提案等に対して、市も「尊重」する規定が必要。

- ▶ **現行の26条（住民自治協議会の権能）は残すべきで、さらに実効性を強化する必要がある。**
- ▶ **H24改正案の26条の2（住民自治協議会の役割と責務）は規定すべき。**

＜その他の意見＞

- ・理念条例であっても、権力に対して縛りをかけることは必要。
- ・分かり易い条例をめざしていただきたい。

※組織条例とは、（仮称）伊賀市住民自治協議会に関する条例（素案）を指しています。

(2) 住民自治地区連合会の規定

事務局提案		複数協議会の連携について規定する
意見	協議会の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通課題を持つ自治協が情報共有しながら取り組むために、連合会の規定は自治基本条例に残し、その中で協議していくことが重要。 ・ 連携がないと出来ない事業があるので、連合会の規定は残してほしい。 ・ 連携組織を市としても認め、組織に対する支援が必要。 ・ 連携組織が意見を述べ、市から回答をもらう。また、それを市の行政運営に反映させるシステムが必要。 ・ 連携組織の合意形成は、単独自治協より緩やかなものにしないといけない。

▶ 現行の住民自治地区連合会の規定は残すべき。

(3) 地域振興委員会の規定

事務局提案		住民自治協議会が解散等した時の対応方法について担保する
意見	解散等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民自治協議会が解散した時に代替する組織が必要になるので、地域振興委員会の規定は残しておく必要がある。 ・ 解散について、簡単な形で規定すべき。 ・ 解散を具体的に規定しないのであれば、逐条解説で担保する。

▶ 解散等した時の担保として、地域振興委員会が必要。

(4) 第4章住民自治協議会の節に関する規定

事務局提案		「(仮称)伊賀市住民自治協議会に関する条例」
意見	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織条例は具体的内容を定めてこそ、別条例にする意義がある。 ・ 住民自治協議会の活動はどこまでなのかを具体的な形で規定していただきたい。

▶ 現行条例に残すことが望ましいが、組織条例にする場合には具体性が必要。

<その他の意見>

- ・ 7条第5号「地域課題の解決及び地域振興に関すること」は、他の号と重複している。
- ・ 提案等への市の対応について、組織条例8条の「…必要な措置を講じる」では不十分。
- ・ 協議会への財政支援の規定(9条第2号)については、「組織運営への支援」と「事業への支援」の2項目必要。